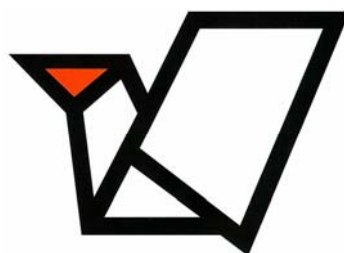


令和3年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案書



令和3年3月29日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会議案書 目次

	資料番号	ページ 番号
報告		
報告第1号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例)	資料1	1
報告第2号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	資料2	5
承認		
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)	資料3	9
議案		
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について	資料4	13
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	資料5	19
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	資料6	21
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	資料7	23
議案第5号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について	資料8	27
議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	資料9	41
議案第7号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	資料10	55
議案第8号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	資料11	79

【このページは空白です】

報告第 1 号

専決処分の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同法第 292 条において準用する同法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 3 月 29 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年2月24日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

工業標準化法の改正に伴い、所要の規定を整理することから、これを専決処分する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部
を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例（平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【このページは空白です】

報告第 2 号

専決処分の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同法第 292 条において準用する同法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 3 月 29 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年2月24日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の規定を整理することから、これを専決処分する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【このページは空白です】

承認第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同法第292条において準用する同法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年3月29日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年11月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

国家公務員に準じて、12月に支給する短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定することについて、特に緊急を要し、また議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、これを専決処分する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用
職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条
例

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【このページは空白です】

議案第1号

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月29日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

神奈川県後期高齢者医療広域連合が有する債権の一層の管理適正化を図り、公平かつ円滑な行財政運営に資するため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の債権の管理に関し必要な事項について定めることにより、その管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域連合の債権 金銭の給付を目的とする広域連合の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 広域連合の債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 広域連合の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 広域連合の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第4条 広域連合長は、法令又は条例若しくは規則に基づき、適切かつ効率的に広域連合の債権を管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 広域連合長は、広域連合の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。ただし、当該広域連合の債権の性質上広域連合長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(督促)

第6条 広域連合長は、広域連合の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第7条 広域連合長は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第8条 広域連合長は、広域連合の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第9条 広域連合長は、広域連合の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により広域連合が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、広域連合長は、広域連合の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第10条 広域連合長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第11条 広域連合長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由が

あることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 広域連合長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第12条 広域連合長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第13条 広域連合長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

（1）債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

（2）法人である債務者が破産法（平成16年法律第75号）第216

条又は第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

(3) 破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(4) 非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しないと認められる特別な理由があるときを除く。）。

(5) 第7条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない非強制徴収債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった非強制徴収債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(7) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人が存在しない場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 広域連合長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第2号

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用
職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条
例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月29日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

国家公務員に準じて、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給
割合を改定するため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用
職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条
例

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、
勤務条件等に関する条例（平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合
条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」
に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第3号

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月29日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

宣誓書の押印を廃止するため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 9 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 1 9 年政令第 3 1 8 号)
の改正により、保険料(均等割額)の軽減に係る基準額が改正された。

これに伴い、標記の条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条
例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「他の所得と区分して計算される所得」を「他の所得と区分して計算される所得の金額」に改め、「の金額」を削り、「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第2項に規定する金額」を「同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改める。

附則第2条中「第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所

得金額」を「第12条第1項第1号中「総所得金額及び」に、「」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」を「及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

【このページは空白です】

議案第 5 号

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第 2 号）について

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2
号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 493, 439 千円を追加し、
歳入歳出それぞれ 4, 136, 650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 2 9 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準
用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度神奈川県後期高
齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 2 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		544,226	493,439	1,037,665
	1. 繰越金	544,226	493,439	1,037,665
歳入	合計	3,643,211	493,439	4,136,650

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,632,029	493,439	4,125,468
	1. 総務管理費	3,631,628	493,439	4,125,067
歳 出	合 計	3,643,211	493,439	4,136,650

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	544,226	493,439	1,037,665
歳入合計	3,643,211	493,439	4,136,650

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,632,029	493,439	4,125,468			493,439	
歳 出 合 計	3,643,211	493,439	4,136,650			493,439	

2 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	544,226	493,439	1,037,665
計	544,226	493,439	1,037,665

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	493,439	

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	3,087,363	13,661	3,101,024			13,661	
2. 財政調整基金費	16	479,778	479,794			479,778	
計	3,631,628	493,439	4,125,067			493,439	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子 及び割引料	13,661	
24. 積立金	479,778	

【このページは空白です】

議案第 6 号

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,336,920 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 961,682,402 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 2 9 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 2 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		198,103,310	241,724	198,345,034
	1. 市町村負担金	198,103,310	241,724	198,345,034
8. 繰越金		7,000,000	3,095,196	10,095,196
	1. 繰越金	7,000,000	3,095,196	10,095,196
歳 入 合 計		958,345,482	3,336,920	961,682,402

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 基金積立金		193	3,336,920	3,337,113
	1. 基金積立金	193	3,336,920	3,337,113
歳 出	合 計	958,345,482	3,336,920	961,682,402

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	198,103,310	241,724	198,345,034
8. 繰越金	7,000,000	3,095,196	10,095,196
歳入合計	958,345,482	3,336,920	961,682,402

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	193	3,336,920	3,337,113			3,336,920	
歳 出 合 計	958,345,482	3,336,920	961,682,402			3,336,920	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	71,279,964	241,724	71,521,688
計	198,103,310	241,724	198,345,034

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	7,000,000	3,095,196	10,095,196
計	7,000,000	3,095,196	10,095,196

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	241,724	○現年度分の療養給付費負担金 241,724
		横浜市負担金 172,213
		川崎市負担金 △89,019
		相模原市負担金 50,869
		横須賀市負担金 101,603
		平塚市負担金 △44,830
		鎌倉市負担金 46,081
		藤沢市負担金 53,106
		小田原市負担金 △1,767
		茅ヶ崎市負担金 83,865
		逗子市負担金 3,848
		三浦市負担金 29,065
		秦野市負担金 △79,708
		厚木市負担金 △26,790
		大和市負担金 5,315
		伊勢原市負担金 12,223
		海老名市負担金 38,440
		座間市負担金 15,126
		南足柄市負担金 234
		綾瀬市負担金 △17,629
		葉山町負担金 14,004
		寒川町負担金 7,548
		大磯町負担金 △23,984
		二宮町負担金 △18,987
		中井町負担金 △5,545
		大井町負担金 △18,805
		松田町負担金 △3,682
		山北町負担金 653
		開成町負担金 △125
		箱根町負担金 △13,485
		真鶴町負担金 △1,950
		湯河原町負担金 △15,182
		愛川町負担金 △28,292
		清川村負担金 △2,689

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	3,095,196	○前年度繰越金 3,095,196

3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支 払準備基金積立 金	193	3,336,920	3,337,113			3,336,920	
計	193	3,336,920	3,337,113			3,336,920	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24. 積立金	3,336,920	○療養給付費等支払準備基金積立金	3,336,920

【このページは空白です】

議案第7号

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
について

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,067,479千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月29日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和 3 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		2,393,504
	1. 負担金	2,393,504
2. 国庫支出金		673,895
	1. 国庫補助金	673,895
3. 財産収入		53
	1. 財産運用収入	53
4. 繰越金		2
	1. 繰越金	2
5. 諸収入		25
	1. 預金利子	24
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		3,067,479

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,362
	1. 議会費	1,362
2. 総務費		3,056,117
	1. 総務管理費	3,055,701
	2. 選挙費	62
	3. 監査委員費	354
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,067,479

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,393,504	2,400,261	△6,757
2. 国庫支出金	673,895	495,642	178,253
3. 財産収入	53	39	14
4. 繰越金	2	2	0
5. 諸収入	25	19	6
繰入金	0	203,024	△203,024
歳入合計	3,067,479	3,098,987	△31,508

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,362	1,182	180				1,362
2. 総務費	3,056,117	3,087,805	△31,688	673,895		80	2,382,142
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	3,067,479	3,098,987	△31,508	673,895		80	2,393,504

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	2,393,504	2,400,261	△6,757
計	2,393,504	2,400,261	△6,757

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	673,895	495,642	178,253
計	673,895	495,642	178,253

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	53	39	14
計	53	39	14

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	2,393,504	○事務費負担金 2,393,504 横浜市負担金 923,221 川崎市負担金 333,372 相模原市負担金 180,901 横須賀市負担金 118,446 平塚市負担金 70,311 鎌倉市負担金 55,723 藤沢市負担金 111,017 小田原市負担金 55,168 茅ヶ崎市負担金 66,428 逗子市負担金 21,254 三浦市負担金 17,466 秦野市負担金 45,617 厚木市負担金 57,415 大和市負担金 61,106 伊勢原市負担金 28,817 海老名市負担金 35,972 座間市負担金 35,860 南足柄市負担金 15,740 綾瀬市負担金 25,437 葉山町負担金 13,288 寒川町負担金 15,798 大磯町負担金 13,245 二宮町負担金 12,351 中井町負担金 6,249 大井町負担金 8,072 松田町負担金 6,868 山北町負担金 6,825 開成町負担金 8,092 箱根町負担金 7,074 真鶴町負担金 6,068 湯河原町負担金 11,761 愛川町負担金 13,828 清川村負担金 4,444

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	673,894	○特別調整交付金 673,894
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	1	○後期高齢者医療制度事業費補助金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	53	○財政調整基金及び保健事業等支援基金運用利子 53

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	2	2	0
計	2	2	0

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	24	18	6
計	24	18	6

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(款) 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	0	203,024	△203,024
計	0	203,024	△203,024

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	2	○前年度繰越金 2

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	24	○預金利子 24

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,362	1,182	180				1,362
計	1,362	1,182	180				1,362

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	2,837,173	3,087,363	△250,190	673,895		25	2,163,253

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	416	○議会運営費	1,362
8. 旅費	252	1. 報酬	416
9. 交際費	14	広域連合議員報酬	416
10. 需用費	10	8. 旅費	252
11. 役務費	80	普通旅費	204
13. 使用料及び賃借料	590	費用弁償	48
		9. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		10. 需用費	10
		食糧費	10
		11. 役務費	80
		通信運搬費	80
		13. 使用料及び賃借料	590
		広域連合議会会場使用料	550
		自動車借上料	40

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	7,193	○広域連合運営管理費	143,491
3. 職員手当等	1,455	1. 報酬	7,193
4. 共済費	1,527	委員報酬	480
7. 報償費	228	非常勤職員報酬	6,713
8. 旅費	1,801	3. 職員手当等	1,455
9. 交際費	30	非常勤職員手当等	1,455
10. 需用費	31,969	4. 共済費	1,527
11. 役務費	372,879	社会保険料事業負担金	1,527
12. 委託料	1,418,398	7. 報償費	120
13. 使用料及び賃借料	222,480	報償費	120
17. 備品購入費	3,919	8. 旅費	1,801
18. 負担金、補助及び交付金	775,292	普通旅費	747
22. 償還金、利子及び割引料	1	費用弁償	1,054
27. 繰出金	1	9. 交際費	30
		広域連合長交際費	30
		10. 需用費	11,566
		消耗品費	4,041
		食糧費	12
		印刷製本費	113
		光熱水費	7,200
		修繕料	200
		11. 役務費	5,531
		通信運搬費	5,522
		手数料	9
		12. 委託料	47,928
		高齢者医療事業実施委託料	34,040
		その他委託料	13,888
		13. 使用料及び賃借料	63,836
		使用料及び賃借料	63,836

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

節		説明	
区分	金額		
		17. 備品購入費	1,798
		庁用器具購入費	1,798
		18. 負担金、補助及び交付金	706
		研修会負担金等	706
		○広域連合事業費負担金	405,109
		18. 負担金、補助及び交付金	405,109
		市派遣職員人件費負担金	405,109
		○会計関係費	73
		10. 需用費	27
		消耗品費	27
		13. 使用料及び賃借料	46
		使用料及び賃借料	46
		○保健事業費	338,428
		7. 報償費	108
		報償費	108
		11. 役務費	33
		通信運搬費	33
		12. 委託料	22,105
		その他委託料	22,105
		18. 負担金、補助及び交付金	316,180
		補助金	316,180
		22. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		27. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1
		○保険料関係事業費	34,279
		10. 需用費	5,887
		消耗品費	3
		印刷製本費	5,884
		11. 役務費	9,994
		通信運搬費	8,170
		手数料	1,824
		12. 委託料	3,921
		保険料関係委託料	3,921
		18. 負担金、補助及び交付金	14,477
		市町村補助金	14,477
		○資格管理事業費	119,600
		10. 需用費	4,326
		消耗品費	101
		印刷製本費	4,225
		11. 役務費	91,104
		通信運搬費	91,104
		12. 委託料	24,170
		資格関係委託料	24,170
		○給付関係事業費	223,480
		10. 需用費	504
		消耗品費	86
		印刷製本費	418
		11. 役務費	82,431
		通信運搬費	82,430
		手数料	1

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	218,496	16	218,480			23	218,473
3. 保健事業等支援 基金費	32	25	7			32	
計	3,055,701	3,087,404	△31,703	673,895		80	2,381,726

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		12. 委託料	140,545
		給付関係委託料	140,545
		○医療費適正化事業費	552,367
		10. 需用費	510
		消耗品費	88
		印刷製本費	422
		11. 役務費	179,498
		通信運搬費	179,421
		手数料	77
		12. 委託料	372,233
		医療費適正化事業委託料	372,233
		18. 負担金、補助及び交付金	126
		負担金等	126
		○電算システム関係費	995,971
		10. 需用費	366
		消耗品費	366
		11. 役務費	3,794
		通信運搬費	3,794
		12. 委託料	792,398
		システム関係委託料	792,398
		13. 使用料及び賃借料	158,598
		使用料及び賃借料	158,598
		17. 備品購入費	2,121
		庁用器具購入費	2,121
		18. 負担金、補助及び交付金	38,694
		負担金等	38,694
		○広報広聴活動関係費	24,375
		10. 需用費	8,783
		消耗品費	10
		印刷製本費	8,773
		11. 役務費	494
		通信運搬費	494
		12. 委託料	15,098
		広報広聴関係委託料	15,098
24. 積立金	218,496	○財政調整基金費	218,496
		24. 積立金	218,496
		財政調整基金積立金	218,496
24. 積立金	32	○保健事業等支援基金費	32
		24. 積立金	32
		保健事業等支援基金積立金	32

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	62	55	7				62
計	62	55	7				62

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	354	346	8				354
計	354	346	8				354

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	62
8. 旅費	36	1. 報酬	25
10. 需用費	1	委員報酬	25
		8. 旅費	36
		普通旅費	29
		費用弁償	7
		10. 需用費	1
		食糧費	1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	354
8. 旅費	55	1. 報酬	292
10. 需用費	7	委員報酬	292
		8. 旅費	55
		普通旅費	25
		費用弁償	30
		10. 需用費	7
		消耗品費	3
		食糧費	4

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
28. 予備費	10,000	○予備費	10,000
		28. 予備費	10,000
		予備費	10,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	2,393,504	78.0%	1. 議会費	1,362	0.1%
2. 国庫支出金	673,895	22.0%	2. 総務費	3,056,117	99.6%
3. 財産収入	53	0.0%	3. 予備費	10,000	0.3%
4. 繰越金	2	0.0%			
5. 諸収入	25	0.0%			
6. 繰入金	0	0.0%			
歳入合計	3,067,479	100.0%	歳出合計	3,067,479	100.0%

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
前 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
比 較	長等	0人	0	0	0	0	0	
	議員	0人	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0人	0	0	0	0	0	
	計	0人	0	0	0	0	0	

2 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	合計			
本 年 度	3人	6,713	0	1,455	8,168	1,527	9,695	
前 年 度	3人	7,105	0	1,540	8,645	1,587	10,232	
比 較	0人	-392	0	-85	-477	-60	-537	

【このページは空白です】

議案第8号

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ985,499,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,700,000千円と定める。

令和3年3月29日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和 3 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		202,962,158
	1. 市町村負担金	202,962,158
2. 国庫支出金		274,535,562
	1. 国庫負担金	225,124,656
	2. 国庫補助金	49,410,906
3. 県支出金		79,087,585
	1. 県負担金	79,087,585
4. 支払基金交付金		414,629,591
	1. 支払基金交付金	414,629,591
5. 特別高額医療費共同事業交付金		383,964
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	383,964
6. 財産収入		176
	1. 財産運用収入	176
7. 繰入金		4,209,731
	1. 基金繰入金	4,209,730
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		8,500,000
	1. 繰越金	8,500,000
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		1,191,227
	1. 預金利子	1,000
	2. 雑入	1,190,227
歳 入	合 計	985,499,995

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		970,317,953
	1. 保険給付費	970,317,953
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		511,952
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	511,952
3. 保健事業費		4,464,914
	1. 健康保持増進事業費	4,464,914
4. 基金積立金		176
	1. 基金積立金	176
5. 公債費		1,000
	1. 利子	1,000
6. 諸支出金		10,204,000
	1. 償還金及び還付加算金	10,204,000
歳 出	合 計	985,499,995

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	202,962,158	198,100,989	4,861,169
2. 国庫支出金	274,535,562	266,750,654	7,784,908
3. 県支出金	79,087,585	76,914,794	2,172,791
4. 支払基金交付金	414,629,591	403,656,517	10,973,074
5. 特別高額医療費共同事業交付金	383,964	350,472	33,492
6. 財産収入	176	193	△17
7. 繰入金	4,209,731	4,418,889	△209,158
8. 繰越金	8,500,000	7,000,000	1,500,000
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	1,191,227	1,137,652	53,575
歳入合計	985,499,995	958,330,161	27,169,834

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 保険給付費	970,317,953	943,830,275	26,487,678	352,329,767		617,988,186	
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	511,952	467,297	44,655	127,988		383,964	
3. 保健事業費	4,464,914	3,827,339	637,575	1,165,392		3,299,522	
4. 基金積立金	176	193	△17			176	
5. 公債費	1,000	1,000	0			1,000	
6. 諸支出金	10,204,000	10,204,057	△57			10,204,000	
歳 出 合 計	985,499,995	958,330,161	27,169,834	353,623,147		631,876,848	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	129,628,608	126,821,025	2,807,583

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	113,232,551	○保険料納付金	113,232,551
		横浜市納付金	46,880,047
		川崎市納付金	14,837,718
		相模原市納付金	8,202,538
		横須賀市納付金	5,785,319
		平塚市納付金	3,113,914
		鎌倉市納付金	3,580,241
		藤沢市納付金	5,724,295
		小田原市納付金	2,434,505
		茅ヶ崎市納付金	3,283,291
		逗子市納付金	1,149,944
		三浦市納付金	666,269
		秦野市納付金	2,008,523
		厚木市納付金	2,643,692
		大和市納付金	2,689,931
		伊勢原市納付金	1,226,050
		海老名市納付金	1,587,567
		座間市納付金	1,416,182
		南足柄市納付金	633,142
		綾瀬市納付金	1,079,315
		葉山町納付金	645,318
		寒川町納付金	564,505
		大磯町納付金	566,846
		二宮町納付金	521,140
		中井町納付金	127,032
		大井町納付金	206,661
		松田町納付金	159,416
		山北町納付金	151,949
		開成町納付金	212,038
		箱根町納付金	169,248
		真鶴町納付金	110,881
		湯河原町納付金	382,328
		愛川町納付金	415,666
		清川村納付金	39,040
		保険料延滞金	18,000
2. 滞納繰越金	321,268	○滞納繰越金	321,268
		横浜市納付金	106,616
		川崎市納付金	46,084
		相模原市納付金	28,124
		横須賀市納付金	11,377
		平塚市納付金	4,271
		鎌倉市納付金	14,368
		藤沢市納付金	24,834
		小田原市納付金	8,113
		茅ヶ崎市納付金	12,984
		逗子市納付金	3,239
		三浦市納付金	7,732

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		秦野市納付金	8,060
		厚木市納付金	7,754
		大和市納付金	4,258
		伊勢原市納付金	5,322
		海老名市納付金	2,654
		座間市納付金	3,510
		南足柄市納付金	1,458
		綾瀬市納付金	6,367
		葉山町納付金	742
		寒川町納付金	1,296
		大磯町納付金	4,328
		二宮町納付金	889
		中井町納付金	1
		大井町納付金	1
		松田町納付金	31
		山北町納付金	1,003
		開成町納付金	157
		箱根町納付金	844
		真鶴町納付金	960
		湯河原町納付金	3,672
		愛川町納付金	218
		清川村納付金	1
3. 保険基盤安定制度拠出金	16,074,789	○保険基盤安定制度拠出金	16,074,789
		横浜市納付金	6,327,217
		川崎市納付金	2,072,354
		相模原市納付金	1,283,516
		横須賀市納付金	906,660
		平塚市納付金	531,601
		鎌倉市納付金	388,156
		藤沢市納付金	733,694
		小田原市納付金	427,664
		茅ヶ崎市納付金	447,023
		逗子市納付金	137,051
		三浦市納付金	141,781
		秦野市納付金	328,763
		厚木市納付金	373,395
		大和市納付金	397,792
		伊勢原市納付金	186,282
		海老名市納付金	207,218
		座間市納付金	242,127
		南足柄市納付金	91,893
		綾瀬市納付金	160,440
		葉山町納付金	67,409
		寒川町納付金	93,689
		大磯町納付金	76,957
		二宮町納付金	71,438
		中井町納付金	20,105
		大井町納付金	34,559

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			
2. 療養給付費負担金	73,333,550	71,279,964	2,053,586
計	202,962,158	198,100,989	4,861,169

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		松田町納付金 27,594
		山北町納付金 25,667
		開成町納付金 29,741
		箱根町納付金 34,602
		真鶴町納付金 27,375
		湯河原町納付金 93,163
		愛川町納付金 80,417
		清川村納付金 7,446
1. 現年度分	73,333,550	○現年度分の療養給付費負担金 73,333,550
		横浜市負担金 29,472,828
		川崎市負担金 9,773,062
		相模原市負担金 5,566,456
		横須賀市負担金 4,274,771
		平塚市負担金 2,342,874
		鎌倉市負担金 1,830,677
		藤沢市負担金 3,335,277
		小田原市負担金 1,860,119
		茅ヶ崎市負担金 1,995,437
		逗子市負担金 669,503
		三浦市負担金 588,302
		秦野市負担金 1,445,154
		厚木市負担金 1,569,330
		大和市負担金 1,690,887
		伊勢原市負担金 813,197
		海老名市負担金 935,054
		座間市負担金 1,032,640
		南足柄市負担金 411,452
		綾瀬市負担金 691,432
		葉山町負担金 332,937
		寒川町負担金 405,166
		大磯町負担金 374,347
		二宮町負担金 340,404
		中井町負担金 109,671
		大井町負担金 150,575
		松田町負担金 124,157
		山北町負担金 126,734
		開成町負担金 141,767
		箱根町負担金 131,569
		真鶴町負担金 104,271
		湯河原町負担金 355,616
		愛川町負担金 305,140
		清川村負担金 32,744

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	220,000,648	213,839,891	6,160,757
2. 高額医療費負担金	5,124,008	4,790,462	333,546
計	225,124,656	218,630,353	6,494,303

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	48,622,058	46,840,687	1,781,371
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	788,847	741,943	46,904
3. 円滑運営臨時特例交付金	0	537,670	△537,670
4. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	49,410,906	48,120,301	1,290,605

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	74,016,402	72,078,058	1,938,344
2. 高額医療費負担金	5,071,183	4,836,736	234,447
計	79,087,585	76,914,794	2,172,791

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	414,629,591	403,656,517	10,973,074
計	414,629,591	403,656,517	10,973,074

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	383,964	350,472	33,492
計	383,964	350,472	33,492

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	176	193	△17
計	176	193	△17

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	220,000,647	○現年度分の療養給付費負担金 220,000,647
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	5,071,182	○現年度分の高額医療費負担金 5,071,182
2. 過年度分	52,826	○過年度分の高額医療費負担金 52,826

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	48,622,058	○普通調整交付金 48,113,220 ○特別調整交付金 508,838
1. 健康診査事業補助金	660,859	660,859
2. 特別高額医療費共同事業補助金	127,988	127,988
3. 円滑運営臨時特例交付金	0	0
4. 災害臨時特例補助金	1	1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	73,333,550	○現年度分の療養給付費負担金 73,333,550
2. 過年度分	682,852	○過年度分の療養給付費負担金 682,852
1. 現年度分	5,071,182	○現年度分の高額医療費負担金 5,071,182
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	414,629,590	○現年度分の後期高齢者交付金 414,629,590
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	383,964	○特別高額医療費共同事業交付金 383,964

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	176	○療養給付費等支払準備基金運用利子 176

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	4,209,730	4,418,888	△209,158
計	4,209,730	4,418,888	△209,158

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	8,500,000	7,000,000	1,500,000
計	8,500,000	7,000,000	1,500,000

(款) 9. 県財政安定化基金借入金

(項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款)10. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	1,000	1,000	0
計	1,000	1,000	0

(款)10. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	693,000	840,000	△147,000
2. 返納金	497,226	296,651	200,575
3. 雑入	1	1	0
計	1,190,227	1,136,652	53,575

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金	4,209,730	○療養給付費等支払準備基金繰入金 4,209,730

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1	○一般会計繰入金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	8,500,000	○前年度繰越金 8,500,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 県財政安定化基金借入金	1	○県財政安定化基金借入金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	1,000	○預金利子 1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 第三者納付金	693,000	○第三者納付金 693,000
1. 返納金	497,226	○医療機関等返納金 311,910 ○負担割合相違等返納金 175,968 負担割合相違返納金 136,569 資格喪失返納金 39,399 ○その他返納金 9,348
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	964,703,561	938,408,733	26,294,828	352,325,462		612,378,099	
2. 審査支払手数料	2,458,418	2,336,742	121,676			2,458,418	
3. 葬祭費	3,151,550	3,084,800	66,750			3,151,550	
4. 傷病手当金	4,424	0	4,424	4,305		119	
計	970,317,953	943,830,275	26,487,678	352,329,767		617,988,186	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費共同事業拠出金	511,952	467,297	44,655	127,988		383,964	
計	511,952	467,297	44,655	127,988		383,964	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	3,708,114	3,511,539	196,575	660,859		3,047,255	
2. 一体的実施事業費	756,800	315,800	441,000	504,533		252,267	
計	4,464,914	3,827,339	637,575	1,165,392		3,299,522	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	176	193	△17			176	
計	176	193	△17			176	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	964,703,561	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等
11. 役務費	2,458,418	○審査支払手数料
18. 負担金、補助及び交付金	3,151,550	○葬祭費
10. 需用費	24	○傷病手当金
11. 役務費	95	
18. 負担金、補助及び交付金	4,305	
		964,703,561
		907,110,759
		15,145,846
		42,446,956
		2,458,418
		3,151,550
		4,424

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	511,952	○特別高額医療費共同事業拠出金
		511,952

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	1,174	○健康診査事業補助金
11. 役務費	6,563	
12. 委託料	36,095	
18. 負担金、補助及び交付金	3,664,282	
12. 委託料	756,800	○一体的実施事業費
		3,664,282
		43,832
		756,800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	176	○療養給付費等支払準備基金積立金
		176

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	1,000	1,000	0			1,000	
計	1,000	1,000	0			1,000	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,204,000	10,204,057	△57			10,204,000	
計	10,204,000	10,204,057	△57			10,204,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子 及び割引料	1,000	○利子 1,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子 及び割引料	10,204,000	○償還金及び還付加算金 10,204,000 保険料還付金 200,000 還付加算金 4,000 償還金 10,000,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	202,962,158	20.6%	1. 保険給付費	970,317,953	98.5%
2. 国庫支出金	274,535,562	27.9%	2. 特別高額医療費共 同事業拠出金	511,952	0.1%
3. 県支出金	79,087,585	8.0%	3. 保健事業費	4,464,914	0.4%
4. 支払基金交付金	414,629,591	42.1%	4. 基金積立金	176	0.0%
5. 特別高額医療費共 同事業交付金	383,964	0.0%	5. 公債費	1,000	0.0%
6. 財産収入	176	0.0%	6. 諸支出金	10,204,000	1.0%
7. 繰入金	4,209,731	0.4%			
8. 繰越金	8,500,000	0.9%			
9. 県財政安定化基金 借入金	1	0.0%			
10. 諸収入	1,191,227	0.1%			
歳入合計	985,499,995	100.0%	歳出合計	985,499,995	100.0%